

# 80年代世銀援助政策の性格

——世銀年次報告を中心に——

川 本 忠 雄

## 目 次

はじめに

### I. 世銀援助政策の変遷

#### 1. 1940～60年代の世銀援助

(1)復興援助機関としての世銀

(2)開発援助機関としての世銀

#### 2. 70年代世銀（マクナマラ）の援助の「新路線」

### II. 80年代世銀（クローセン）の援助政策

#### 1. 援助の効率化（採算・収益性重視）と民間資本重視

#### 2. 新援助政策（80年代）の内容

#### 3. 協調融資の新方式と「国際投資保証機関」構想

はじめに

世銀援助政策は80年代に入り、70年代の援助の新路線（農村開発・貧困層指向）は大きく後退し、代わりに援助の効率化（採算・収益性重視）と民間資本の重視を基調としたものとなっている。そしてその為の具体的な新融資政策（構造調整融資など）あるいは新資金調達方法（協調融資の新方式）が導入される。と同時に、融資におけるリスク保証の新制度（「国際投資保証機関」構想）も準備されつつある。そしてその過程の中で、先進国政府・中央銀行、民間金融機関、国際金融・国際援助機関による強固

なトロイカ体制（および第三世界経済への監視・介入体制）が形成されてきたといえる。

80年代は低開発国にとって、援助効率化と開発プロジェクトにおける収益性が更に重視される（その過程で各国の選別・分断が強化されていく）厳しい時代となりそうである。

以上、本稿では80年代世銀の新援助政策の具体的内容（融資額、融資対象、資金調達・配分方法、リスク保証など）を世銀年次報告を中心にみることにより（70年代以前の世銀活動は80年代と対比して概観）、80年代世銀援助政策の本質（性格）とそれが第三世界に及ぼす影響を考察していきたい。

## I. 世銀援助政策の変遷

### 1. 1940～60年代の世銀援助

#### (1)復興援助機関としての世銀

世界銀行（略称、世銀）はIMFと同様、1944年のブレトンウッズ協定で設立され、1946年に発足した（83年度末の加盟国、144ヶ国）。IMF（為替資金繰り円滑化の為の短期資金供与）とは相違し、世銀は正式名称が国際復興開発銀行（International Bank for Reconstruction and Development、略称IBRD）である様に、長期的な建設資金供与の目的で設立された。主要な世銀の資金源は、払い込み資本金<sup>注1</sup>（各加盟国の経済規模に応じて出資額を決定）と借入金〔短期（1年以内）割引債などの世銀債が中心〕および営業純利益（手数料、投資収益、貸付利子など）から構成されている。

84年度6月末の世銀の授權資本金は716.5億SDR（発足当時は100億協定ドル）、応募済み資本金は543.2億SDR（内、払い込み資本金は48.2億SDR）となっている。84年度借入額は98.3億ドル（借入残高450.3億ドル）、純利益は6.0億ドルとなっている<sup>注2</sup>。また、IDA（国際開発協会、

通称第二世銀), I F C (国際金融公社, 通称第三世銀) を含めた世銀グループは, 82年度のD A C (開発援助委員会) 加盟諸国の国際機関に対する出資・拠出金額の39・5%を占有し, 現在, 国際援助機関の中で最大のグループにまで成長してきている<sup>註3)</sup>。

さて世銀は設立当初から, 第三世界への開発援助のみを目的として創立されたのではない。むしろ, 先進資本主義諸国 (特に西欧) の戦後復興へ資金援助するのが当初の目的であり, 事実, 1945年 (設立2年目) の最初の融資先はフランス, デンマーク, ルクセンブルク, オランダへの復興融資であり, マーシャル・プラン (米国は西欧の経済復興に対し, 1948~52年にかけて131.5億ドルの援助) と共に, 世銀借款は西欧の戦後復興に多大の寄与をなしていく。

また日本も, 国際収支の赤字基調が続いた50~60年代前半にかけて外貨不足 (経済復興・開発の資材輸入の為) をファイナンスする手段として世銀借款を積極的に導入していく (特に電力・道路・鉄道などのインフラ投資, 鉄鋼などの基幹部門へ<sup>註4)</sup>)。1952~66年にかけて導入した日本の世銀借款の合計は8.6億ドルであり, 特に1964年 (I M F 8条国への移行年) までの日本の世銀借款累積額 (5.3億ドル) は, 債務国の中で第2位となっていることは注目に値する (1位はインドの6.5億ドル<sup>註5)</sup>)。

## (2) 開発援助機関としての世銀

50年代 (特に後半) に入り世銀は低開発国への開発融資に重点を移行していく。その現実的背景として, 西欧・日本の経済復興 (欧州各国のI M F 8条国移行および通貨交換性回復は1958年) に伴い, 復興融資の必要性が低下した反面, この時期は多くの新興独立の低開発諸国が経済的自立に向けて工業化を積極的に遂行していったのであり, 開発融資の需要が旺盛であったことが挙げられよう。また, 植民地から脱却した第三世界を資本主義的市場として再包摂するために, 社会主義国の対低開発国援助に対抗 (東西援助競争) していく現実的必要性も存在していた。そしてまた, この時期は西欧・日本と米国との不均等発展に伴う米国経済力の相対的地位

の低下（50年代後半以降、米国国際収支は赤字転落）により、ドル防衛策の一環として、他の先進諸国に援助の共同負担要求がなされていった時期でもある。この援助の肩代り要請の延長上で、1961年、先進諸国間の援助協議機関（OECDの下部組織）としてDACが設立されていく。世銀自身もまた、この動きの中で、米国に全面依存の体制から脱し、次第に相対的自立性を確保しはじめていくのである。

さてこの時期（50年代～60年代中期）の低開発国の工業化は輸入代替工業化であり、その場合、資本集約的な大規模工業化（製鉄業など）政策を意欲的に採用した国（インドなど）も少なくない。従って世銀の援助も表I-1にみる様にその工業化の為の社会資本整備に重点が置かれ（部門別貸付比におけるインフラ部門の比重は、60年代までは圧倒的）、投入資金量も次第に巨額に上っていく（1951～60年の世銀の融資承認累計額、約44億ドル→61～70年は約92億ドル）。また先進諸国の経済協力資金の形態でもインフラ整備の為のODA（政府開発援助）の比重が圧倒的に大きい。そし

表I-1 世銀とIDAの部門別貸付比（%）

	63年まで	64～68年	69～74年
農 業	8.6	12.3	20.7
教 育	0.1	3.1	5.1
開発金融公社	3.9	9.6	9.1
エネルギー	—	—	—
工 業	10.3	2.3	5.9
プログラム貸付	3.3	9.0	5.5
人口・栄養対策	—	—	0.5
観 光	—	—	0.7
技術援助	—	—	0.2
インフラストラクチュア(合計)	73.9	63.5	52.3
（動力源）	(34.5)	(29.0)	(17.6)
（通信）	(0.9)	(3.0)	(4.7)
（運輸）	(38.3)	(29.1)	(24.6)
（都市問題）	—	—	(1.0)
（水供給・下水処理）	(0.2)	(2.4)	(4.4)
総 計	100	100	100

「出所」 A. V. d. Laar, "The World Bank and the Poor", MNP, 1980, p.83 を加工作成

表 I-2 DAC加盟国経済協力資金形態別構成比  
(%)

年度	ODA	その他 政府資金	民間資金	民間非営利団 体による贈与
1960年	57.4%	2.9	39.7	—
65	57.1	2.9	39.9	0.1
70	43.6	7.0	44.0	5.4
75	33.6	7.5	55.5	3.3
80	36.2	7.0	53.6	3.2
81	27.9	7.2	62.6	2.2
82	33.1	8.8	55.3	2.8
83	39.7	7.3	49.6	3.4

「出所」通商産業省『経済協力の現状と問題点』  
各年度版より作成

てこうした援助による社会資本整備が進むと共に、民間外資が低開発地域に進出しやすい環境もまた整備されていくことになる（表 I-2 にみる様に、60年代後半以降、援助資金形態別の構成比において民間資金の伸びが大きい）。この期の理論的背景として、開発初期においては民間投資よりも大規模インフラストラクチュア育成（公的援助形態で）によるビッグ・プッシュを説くヌルクセ、ロストウが存在したし、援助補完説（国内資源ギャップは援助で補完）にみられる経済開発に対する楽観論が支配していた<sup>注6)</sup>。

さて、この様に50年代後半以降、急速に低開発諸国の資金需要が伸びると共に、また南北問題の登場を背景にして、世銀の厳しい融資条件への批判が多くの低開発国側から出てくる。つまり、高い融資金利（商業ベースに近く10%前後）と厳しい融資審査基準（借入国の国内経済・対外債務状況などの審査）、あるいは短期的に援助効率の上がるプロジェクトの選好、あるいは又、民間企業の世銀借入れには当該国政府（あるいは中央銀行）の保証が必要、などに対する批判がそれである。こうした批判に答えて、また旺盛な資金需要に対応していくために、IFC、IDAが設立されていくことになる。

IFCは、低開発国の民間企業（製造業・鉱業などの生産的部門）の育

成の為、1956年に設立された<sup>註7)</sup>。現地プロジェクト・現地開発金融会社への資本参加・融資を行い、その際、借入国の政府（あるいは中央銀行）の保証は不要である。また、IFCは世銀・IDAの融資プロジェクトの技術的側面に関して評価および監査業務を行い、これにより世銀・IDAから民間企業への資金移動を容易にしている。

IDAは1960年に設立され、世銀の融資対象から外されたプロジェクトにソフト・ローンを行っていく。主要な資金源<sup>註8)</sup>は、応募出資金（一般増資を含む）、世銀純利益の贈与などである。主な特徴をみてみよう。

第一に、加盟国をⅠ部国（先進国）とⅡ部国（低開発国）の2つのグループに分け、Ⅰ部国は出資額も大きく出資金の全額を金または交換可能通貨で払い込む義務があるが、Ⅱ部国は出資金の10分の1を交換可能通貨で（残りは自国通貨で）払い込めばよい<sup>註9)</sup>。第二に、融資期間は50年<sup>註10)</sup>、金利はゼロのソフト・ローンである（0.75%の手数料は賦課）。第三に、政府（あるいは中央銀行）の保証のつかない融資も可能である。第四に、低所得国に融資を集中する（表Ⅰ-3にみる様に、世銀と比較して主として410ドル以下（1人当り所得）の国へ融資を集中）。第五に、世銀は収益性の期待できる部門（特に工業・公益事業など）に多く融資す

表Ⅰ-3 借入国の1人当り所得別によるIDA及びIBRDの融資承諾額  
(全承諾額に対する比率、%)

借入国の 1980年1人当り所得	IDA				IBRD			
	1961	1972	1977	合計	1961	1972	1977	合計
410ドル以下	71	78	83	81	13	7	8	8
411-730ドル	16	17	16	17	9	23	26	24
731-1,275ドル	4	2	1	1	16	13	17	17
1,276-2,200ドル	9	4	0	1	32	43	36	36
2,200ドル超	0	0	0	0	30	14	13	15
合計	100	100	100	100	100	100	100	100

注：データは1982年ドルに基づく。

「出所」を世銀『IDA（歴史と回顧）』1982年、31頁

る傾向があるのに対して、I D Aは効果が出るのに長期間を要する部門（教育・農村開発など）、または収益をあげるのが困難な部門に多く融資される<sup>註11)</sup>。

以上、I F CとI D Aの設立により、60年までに、世銀グループは相互に補完し合う総合的な国際援助機関としての体制を整えたといえる。

注1) 世銀の資本金は、請求払い(callable)資本金と払い込み(paid in)資本金の2つの部分で構成されている。その内、世銀が自己資金として現実に運用できるのは後者の部分（通常、応募資本金の約10%）であるが、未払い込み部分についても世銀は請求権を保持している。世銀は運営上必要な場合（特に世銀債務の返済）、その払い込みを請求できる。すなわち、請求払い資本金は世銀自身の債務の際の担保機能を有している。

世銀協定第4条3項。『世界銀行年次報告』各年度版、財務書類注記参照。

注2) 『世銀年次報告(1984年版)』第3章参照。

注3) 通商産業省『経済協力の現状と問題点(1984年版)』108頁。

注4) 例えば1953年、関西・中部・九州電力へ4200万ドルの世銀借款。57年、愛知用水公団へ700万ドルなど。東海道新幹線・東名高速道路のプロジェクトへも世銀借款を一部導入。松井謙『経済協力』有斐閣選書、1983年、第2章、併せて参照のこと。

注5) 同上書、64頁。

注6) Chenery, H. B. and Strout, A. M., "Foreign Assistance and Economic Development", A. E. R., 1966. および B. I. Kaufman, "TRADE and AID", Johns Hopkins University Press, 1982.

注7) I F Cの当初の授権資本1億ドル、77年に6.5億ドルに増額、84年6月に更に6.5億ドル増資を授権する決議が理事会で承認。応募資本および剰余金の4倍まで世銀からの借入れが可能である。国際投資銀行の機能と類似している。『経済協力の現状と問題点(84年版)』および The World Bank, "The World Bank & International Finance Corporation", 1983.

H. M. Selim, "Development Assistance Policies and the Performance of Aid Agencies", The Macmillan Press, 1983, pp.380-402.

- 注8) I D Aの出資金及び補足資金の合計額は、84年6月末において291.9億ドルとなっている。『世銀年次報告(84年版)』, I D A付表参照。
- 注9) 84年6月末, I 部国は22ヶ国, II 部国は109ヶ国であり, I 部国は出資金全体の95.32%のシェアをしめている。同上書, 204~207頁。
- 注10) 10年間据置き後, 次の10年間は毎年元本の1%, 残り30年間は3%ずつの返済をする。H. M. Selim, op. cit., pp. 368-369.
- 注11) 世銀『I D A (歴史と回顧)』1982年, 31頁。E. Reid, “Strengthening The World Bank”, The Adlai Stevenson Institute, 1973, chap. I・IV. および H. M. Selim, op. cit., pp. 359-379.

## 2. 70年代世銀(マクナマラ)の援助の「新路線」

世銀のマクナマラ(McNamara)総裁は、1973年(世銀ナイロビ総会)で、世銀援助の重点を、経済成長促進型援助(50~60年代)から所得分配の公正を促進する援助へと移行さすことを求めている。この援助の「新路線」は別名B H N(Basic Human Needs, 基礎的人間欲求充足)援助<sup>注1)</sup>と呼ばれ、貧困層直援方式とも呼称されている。すなわち、従来の大規模インフラストラクチュア投資援助に代わる貧困層指向型プロジェクト(いわゆるNew-Style プロジェクト)援助への転換であり、具体的には、農村(農業)開発と都市部での中小工業の育成に力点(特に前者に)が置かれている。

さて、60年代以前の世銀の政策は、大規模投資が成長の主要因であり、その成果である産出高・富が自然に社会の下層にまで浸透し、雇用増大と所得分配の公正が得られるという考えにその基調があり、またこれを国際部面で見ると、先進国での経済活力は漸次、低開発国へと波及してそこでの経済発展をも促すという楽観主義が存在した。しかし、60年代を通じて南北所得格差<sup>注2)</sup>は逆に拡大する結果に終わり、また60年代後半以降の緑の革命(高収量品種の導入による農業生産性の向上運動)も生産高の向上をもたらしたものの、農村内部での所得格差拡大(および土地なし労働者と小作人の拡大)を結果し、世銀内部で政策転換の原因となっていた

のである。そして73年以降、表I-4にみる様に、新型プロジェクト（特にIDAの低開発国農業開発）に重点を転換した世銀グループの援助政策が遂行されていくことになる。

表I-4 世銀とIDAの部門別貸付比 (%)

	61-68年		69-74年		75-78年	
	世銀	IDA	世銀	IDA	世銀	IDA
農業	13	25	16	32	28	44
インフラストラクチャ	68	53	59	38	41	30
その他部門	19	22	25	30	31	26
総計	100	100	100	100	100	100

(注) インフラストラクチャは通信、電気、運輸、都市開発、水供給、下水処理部門の総計

「出所」 IDA Lending Policies (IDA/R 73-7, Feb. 7, 1973)  
Table 7, およびWorld Bank/IDA Annual Reports.

この新型プロジェクトは具体的には、農村貧困層への小額融資の拡大（貸付手続きの簡素化、担保の廃止、個人契約制度の拡充など<sup>註3)</sup>）、土地開拓（自営農の創出）と換金作物生産者（小農）の援助、農業技術の改善（新投入物（化学肥料・改良種子・農耕機械）への資金援助<sup>註4)</sup>）等が挙げられ、いずれも低開発国の小農民・貧困層に焦点をあてたキメ細かいプロジェクトとなっている。

さて新型プロジェクト遂行に対応して、世銀は種々なる形態での融資を促進していく。

例えば75年7月、世銀理事会で決定した第3の窓口（Third window）がある。これは融資対象国を1人当たり国民所得375ドル以下の国とし、融資条件は世銀とIDAの中間で比較的ソフトなものである（世銀より約4%低い金利、25年満期、グランド・エレメント40~50%、利子助成基金<sup>註5)</sup>による利子補給あり）。

あるいは非プロジェクト融資（プログラム融資）の拡大がある。これは低開発国の国際収支赤字救済の為になされるもので、借入国は自国の経済管理を強化すると共に、世銀が許容できる国民経済計画（財政改革・為替

政策など<sup>註6)</sup>を提出しなければならない。と同時に、プロジェクト融資も世銀方式（銀行的採算性の重視）といわれる程、遂行プロジェクトへの監視と評価を厳していく傾向にある（例えば、世銀の農業プロジェクトにおいて監視・評価制度を採用した件数比は、73年の48%から77年の79%へ）。

あるいは又、プロジェクト準備ファシリティ<sup>註7)</sup>の設立（最貧国への技術援助を行う）、開発金融会社<sup>註8)</sup>の運営（世銀より低コストの運転資本の供給、技術援助など）等がある。

以上、70年代世銀の援助政策を概観してきたが、この「新路線」の性格は如何なるものであろうか。

世銀の政策転換は確かに経済成長から所得分配へ強調点の移行がみられるが、これは経済成長の否定ではない。新路線の方向は、投資による成長の加速化と貧困層の救済であり、あるいは成長を通じる再分配の促進という折衷的立場である。そしてそれを個別プロジェクト援助に関しては世銀グループが、当該国の国内経済全体に対してはIMFが機能を分担する形で、低開発国を生産過程の最基底層（農村部・貧困層）より資本主義世界市場に包摂していこうとしているところにその性格がある。その過程の中で又、低開発国経済全体への監視と介入が強化されていくことになるのである。

注1) ILO, "Employment, Growth and Basic-Needs", Geneva, 1976. およびBurki, S. J. and M. ul Haq, 'Meeting Basic Needs: An Overview', "World Development", Feb. 1981. および植松忠博「基本的ニーズ戦略の意義と展望(I) (II)」『岡山大学経済学会雑誌12巻2号, 4号』80年9月, 81年2月。川口融『アメリカの対外援助政策』アジア経済研究所, 1980年。

注2) 60年代の低開発国の実質GDP（1人当り）は、平均年率で2.5%（先進国は逆に3.7%）の伸びに低滞している。U. N., Handbook of International Trade and Development Statistics, 1972, p. 245.

注3) 世銀の方針は、不効率な制度的金融（主として大規模農家へ）から低開発国の現実に立脚した個人信用システム（貸付けの直接的アプローチ）への移行にあ

り、それを通じて、農業信用の不正使用除去、所得格差是正を目指している。

B.S.Hürni, "The Lending Policy of the World Bank in the 1970s", Westview Prss, 1980, pp. 49-50, pp. 53-55.

注4) 世銀は、このプロジェクト遂行に際し、研究開発投資、分配・補修システム、実績管理システムを付随さすことを強調している（緑の革命の欠陥を総括して）。*ibid.*, pp. 51-52. Griffin, Keith, "The Political Economy of Agrarian Change: An Essay on the Green Revolution", 2ed, Macmillan, 1979. および Asian Development Bank, "Rural Asia", Praeger, 1978.

注5) 参加国は主要先進国と産油国の11ヶ国。また第3の窓口と世銀（あるいはIDA）との混合融資もある。Hürni, *op. cit.*, p. 43.

注6) これを通じて世銀は、当該国経済全体の監視を強化していく。また非プロジェクト融資はIMFとの重複を避けるため、70年代全体を通じて世銀融資全体の10%以内に抑制されている。Hürni, *op. cit.*, p. 44.

注7) 76年設立、特に開発計画の研究・作成、費用見積りの為の資金贈与を行う。Hürni, *op. cit.*, p. 44.

注8) 当該国の開発銀行・開発基金への融資を通じて、主として中小企業（都市・農村）・輸出生産者の助成を行う。Hürni, *op. cit.*, p. 50., pp. 55-57. および『世銀年次報告』各年度版。

## Ⅱ. 80年代世銀（クローセン）の援助政策

### 1. 援助の効率化（採算・収益性重視）と民間資本重視

1981年、世銀はマクナマラからクローセン（A.W.Clausen, 前バンク・オブ・アメリカ頭取）へ総裁の交代を行い、同時に援助政策の転換をはかっていく。つまり70年代の貧困層指向型援助（BHNの視点）の促進から、援助の効率化（採算・収益性重視）と民間資本重視<sup>注1)</sup>への移行である。別言すれば、低開発国内の所得格差是正よりも経済成長の重視であり、市場指向的開発戦略への移行である。

クローセンは、国際経済関係の認識において60～70年代の南北（対立）

モデル視角（2極あるいは2分法モデル）をやめ、80年代の現実に立脚した実際の（非政治的な）世銀の資金運用を強調していく<sup>註2)</sup>（クローセンは南北モデルに適合しない多様な相互依存的要素が、現在登場していることを強調している。すなわちクローセンによれば、新興工業諸国の登場、世界的な資本需要の中での民間部門の役割拡大、辺境に至るまでの国際労働移動の加速化などがそれである）。その場合、世銀は主要債権国の民間部門（特に銀行）に対して責任ある（つまり、収益の保証できる）金融媒介機関<sup>註3)</sup>にならなければならない（特に後述する協調融資などの場合）という認識より、IMFと同様、更なるコンディショナリティ<sup>註4)</sup>の強化をはかっていく〔コンディショナリティとは、融資（特に後述する構造調整融資）の際、被援助国の財政・信用、国際収支、為替などに対して審査および条件付け（貿易・為替、金融・税制度などの改善指導）を行うことであり、これを通じ低開発国国民経済への監視・介入がはかられていく訳である〕。そしてその為にもクローセンは、効率化の視点より世銀グループ全組織の再点検を指示していくのである。

さて、こういったクローセンの考え方、世銀援助政策の転換には、以下のような現実的背景（理由）が存在していた。

すなわち、第一に、現在各国とも深刻な財政難であり、それが世銀の資金調達難を惹起するという債権国側の事情である。このことが、世銀と民間銀行との協調融資（後述）の促進という新融資方法を採用させていくのである。

第二に、開発成果の遅れが目立つという援助の不効率性に対する批判が挙げられる。つまり70年代の多額な資金投入にもかかわらず、低開発国の経済成長は80年代に入り大幅に停滞をみせ、未だにこの傾向は持続しているのである。表Ⅱ-1にみる様に、低開発地域全体の1人当たりGNP成長率は、70年代には先進国全体をやや上回る傾向をみせていたのが、80年代には伸び率が著しく停滞している（81年以降、0.2～マイナス成長）。特にサハラ以南アフリカと中南米・カリブ海諸国は極端な低迷を続けている。ま

表Ⅱ—1 1人当り実質GNP年平均成長率(%)

	1960-70年	70-79	80	81	82	83
先進国	3.8	2.7	0.6	0.7	-1.4	1.7
全低開発地域	3.5	3.7	3.0	0.2	-0.8	-1.3
サハラ以南アフリカ	2.4	1.0	0.8	-1.9	-4.1	-5.4
中南米・カリブ海地域	2.8	3.4	2.7	-3.0	-3.6	-6.0

(注) 83年は暫定値  
 「出所」『世銀年次報告(84年版)』160~161頁

た70年代のBHN援助にかかわらず、農業生産力も地域的には著しい停滞(例えば84年アフリカの飢餓)を続けている。この様な開発成果の停滞が、80年代援助政策に、より一層の効率性を求めていくことになる。

第三に、累積債務問題の深刻化と世界的 拡りである(特に81年3月ポーランドの債務危機、82年8月メキシコ、9月アルゼンチン、11月ブラジル、83年3月ベネズエラなど)。1984年には、表Ⅱ—2にみる様に非産油低開発国に限ってみても累積債務残高は7289億ドルにも達し、債務の元利払い返済能力を現わすデット・サービス・レシオ(債務返済比率; 1国の

表Ⅱ—2 非産油低開発国の対外債務残高と対輸出・GDP比  
 (単位: 億ドル, %)

	1977年	80	84
非産油低開発国の全債務	2880	4846	7289億ドル
その内 アジア	693	1158	1855
中南米	1095	1934	3153
アフリカ	310	508	693
対輸出比 {			
アジア	81.9	68.1	81.0%
中南米	203.9	187.9	285.9
アフリカ	136.4	141.2	212.0
対GDP比 {			
アジア	15.9	16.0	21.8
中南米	28.0	29.9	45.6
アフリカ	36.0	35.7	57.7

(注) 84年は予測  
 「出所」IMF "World Economic Outlook" September 1984  
 経済企画庁『世界経済白書(84年版)』62~67頁

対外債務返済額の輸出額（財・サービス）に対する割合、20%を超えると危機ライン）は低開発国全体（83年）で29.9%（中南米は実に44%）<sup>注5)</sup>そしてリスケジュールリング（債務返済繰り延べ）は83年時点で27ヶ国（36件）<sup>注6)</sup>、合計673.9億ドルにも達しているのである。このことが世銀融資政策を、低開発国の立場に立った開発中心（貧困と飢餓の軽減）から、採算性・安全性の重視への転換を促す一要因ともなっていくのである。

ともかく、こうして80年代世銀の援助政策が転換していったのだが、82年3月、これに反対の世銀援助政策の計画担当官ウル・ハク(Mahbub ul Haq)は世銀を辞任していくことになる<sup>注7)</sup>。なぜならばハクは70年代BHN援助の強力な推進派<sup>注8)</sup>であり、彼は、クローセンの援助政策はマクナマラ時代に世銀が達成してきた全ての実績（特に貧困層指向と所得格差是正の開発戦略）を破壊することになると痛烈に批判していくのである。

注1) 第三世界の要求に答えるというよりはウォール街に対する保証の側面が強い、という意見が多い。R. L. Ayres, "Banking on the Poor", the MIT Press, 1983, p. 229. 植松忠博「発展途上国の開発戦略」『南北問題の現代的構造(本多健吉編著)』日本評論社, 1983年, 216~218頁, および 'Third World Needs are Immense (Clausen interview)', Newsweek, 24 November 1980. 併せて参照。

注2) Ayres, Ibid., p. 236. および Clausen, 'Global Interdependence in the 1980s', "Address to the Yomiuri International Economic Society", January 13, 1982, p. 2. p. 23.

注3) マクナマラの世銀は“左翼”のイメージ、クローセン時代のそれは“右翼”のイメージともいわれている。Ayres, op. cit., p. 238.

注4) Ayres, op. cit., p. 237. および木下悦二『現代資本主義の世界体制』岩波書店, 1981年, 184~185頁。

注5) IMF, "World Economic Outlook 1984", April 1984.

注6) 世界銀行, "World Debt Tables". および "OECD External Debt of

Developing Countries”.『経済協力の現状と問題点（84年版）』33～36頁。

注7) Ayres, op. cit., p.230.

注8) Haq, M. ul, ‘An International Perspective on Basic Needs’, “Finance and Development”, Sep.1980. および植松忠博「M・ウル・ハクの歴史認識」『岡山大学経済学会雑誌』1981年5月。

## 2. 新援助政策（80年代）の内容

80年代新援助（融資）政策の具体的内容は以下の諸点である。

第一に、表Ⅱ-3にみる様に、70年代に大きく伸びた融資額（70年代の

表Ⅱ-3 世銀とIDAの融資実績 (単位、百万米ドル)

会計年度	1965年	70年	75年	80年	81年	82年	83年	84年
世界銀行 (IBRD)								
貸付承諾額 <sup>(a)</sup>	1,023	1,580	4,320	7,644	8,809	10,330	11,138	11,949
貸付実行額 <sup>(b)</sup>	606	754	1,995	4,363	5,063	6,326	6,818	8,580
貸付承認件数	39	69	122	144	140	150	136	129
借入国数	27	39	51	48	50	43	43	43
第2世銀 (IDA)								
融資承諾額	309	606	1,576	3,838	3,482	2,686	3,341	3,575 <sup>(c)</sup>
融資実行額	222	143	1,026	1,411	1,878	2,067	2,596	2,524 <sup>(d)</sup>
融資承認件数 <sup>(e)</sup>	18	50	68	103	106	97	107	106
借入国数	11	33	39	40	40	42	44	43

(注) (a) IFCへの貸付を除く (b) IFCへの貸付実行額は除く (c) 特別基金の承認額422百万ドルを含む (d) 特別基金の実行額12百万ドルを含む (e) 世銀とIDAの共同融資は世銀貸付として数えられる。

「出所」『世銀年次報告』1974年版, 79年版, 84年版より加工作成

10年間で世銀貸付実行額は5・8倍、IDAのそれは実に9・9倍)は、80年代に入りその伸びが抑えられていく。また70年代と比較して、80年代は融資額自体は大きくなっているが、融資件数(および借入国数)はほぼ横ばい1であり、件あたりの融資規模が効率性を指向して拡大していったことがみてとれる。つまり、70年代BHN援助は1件あたりの融資額は小さいが、対象プロジェクト件数(および対象国)は融資額に比して相対的に多く、開発目的(最貧困層指向のBHNの視点)を重視したきめ細かい融資政

策が採用されているのに対して、80年代の援助（融資）政策は融資プロジェクトも収益性（採算性）を重視して大規模なそれが選定され、その場合、当該プロジェクトのみならず被援助国へのコンディショナリティは強化されていく傾向にある。ただし、採算性を重視しつつも、深刻な経済的苦況にあるサハラ以南のアフリカに対しては特別計画<sup>註1)</sup>（84年9月発表）を準備している点は注目に値する（この計画は84年度初期の世銀事務局の「サハラ以南のアフリカ諸国：開発の展望と計画に関する進捗報告<sup>註2)</sup>」に基づいている）。この計画は具体的には、農業生産力の向上、技術援助の拡充、資本・外国援助の純流入の促進などを内容としている。

第二に、表Ⅰ—1、表Ⅱ—4・5にみる様に、70年代前半までほとんど融資実績のなかった石油・天然ガス・石炭部門（開発準備・開発）が77年以降増加しはじめ、80年代にはエネルギー部門（電力を含む）の貸付比は

表Ⅱ—4 70年代の世銀およびIDA部門別貸付比 (%)

	1973			1977			1979		
	世銀	IDA	計	世銀	IDA	計	世銀	IDA	計
農業・農村開発	24.5	32.1	27.5	28	51	33	22.4	31.6	25.2
開発金融会社(DFC)	13.1	3.1	9.1	13	2	11	8	1.1	5.9
教育	7.9	8.5	8.1	4	6	4	3.5	8.3	5
エネルギー	8.5	10.8	9.4	17	13	16	13.7	17	14.6
（石油・天然ガス・石炭）	(—)	(—)	(—)	(3)	(—)	(2)	(1.2)	(1)	(1.1)
（電力）	(8.5)	(10.8)	(9.4)	(14)	(13)	(14)	(12.5)	(16)	(13.5)
工業	—	4.9	2	10	1	8	10.3	4	8.4
ノンプロジェクト	1.5	14.4	6.6	2	7	3	4.3	3.5	4.1
人口・保健・栄養	1.1	—	0.6	1	1	1	0.2	3.2	1.1
小企業	—	—	—	—	—	—	1	0.5	0.9
技術援助	—	0.3	0.1	—	1	—	—	1	0.3
通信	7.7	6.6	7.3	2	—	2	1.6	—	1.1
運輸	25.4	11.9	20	15	13	15	20.5	15.7	19
都市開発	0.8	1.5	1	2	2	2	4.3	0.4	3.1
上下水道	9.8	5.8	8.2	4	3	4	9.3	12.3	10.2
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100
							(1)	(1.5)	(1.1)

(注) 79年の合計の個所の( )内の数値は「観光」部門である。これを加算して100となる。

「出所」『世銀年次報告』1974年版、79年版、81年版より加工作成

表Ⅱ-5 80年代の世銀およびDA部門別貸付比 (%)

部門	1981			1982			1983			1984		
	IBRD	IDA	合計	IBRD	IDA	合計	IBRD	IDA	合計	IBRD	IDA	合計
農業・農村開発	27.3	39.0	30.6	21.1	33.4	23.7	21.4	39.3	25.5	17.3	39.2	22.4
開発金融会社 (DFC)	11.8	2.0	9.1	9.3	6.2	8.6	10.6	1.8	8.6	6.4	5.6	6.2
教育	4.3	10.4	6.0	4.1	3.6	4.0	2.7	7.5	3.8	4.1	5.7	4.5
エネルギー	21.0	3.9	16.2	20.9	27.7	22.3	22.5	9.3	19.5	25.3	14.0	22.7
(石油, 天然ガス, 石炭)	(6.4)	(2.7)	(5.4)	(7.0)	(1.7)	(5.9)	(8.8)	(2.1)	(7.3)	(6.3)	(3.2)	(5.6)
(電力)	(14.6)	(1.2)	(10.8)	(13.9)	(26.0)	(16.4)	(13.7)	(7.2)	(12.2)	(19.0)	(10.8)	(17.1)
工業	5.2	11.8	7.0	8.8	0.7	7.1	5.6	2.0	4.8	4.1	1.4	3.5
ノンプロジェクト	9.0	6.4	8.2	9.6	9.3	9.5	10.5	7.8	9.9	8.6	9.8	8.9
人口, 保健, 栄養	0.1	-	0.1	0.1	0.9	0.3	0.5	1.7	0.8	0.6	4.9	1.6
小企業	1.8	2.1	1.9	2.2	2.1	2.2	4.6	0.4	3.7	5.0	2.1	4.3
技術援助	0.6	2.3	1.1	0.2	1.8	0.6	0.2	0.8	0.4	0.1	3.4	0.9
通信	-	9.5	2.7	3.3	2.1	3.0	-	1.7	0.4	1.4	-	1.1
輸送	8.9	8.6	8.8	13.4	8.7	12.4	12.6	15.5	13.3	18.8	9.9	16.7
都市開発	5.2	1.2	4.1	3.1	1.9	2.9	2.9	6.8	3.8	3.7	1.5	3.2
上下水道	4.9	2.9	4.3	3.9	1.5	3.4	5.7	5.4	5.6	4.6	2.5	4.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 端数を調整したため, 合計が合わないことがある。  
 「出所」『世銀年次報告』83年版, 84年版

高いシェアを保ち、世銀の25%のガイドライン<sup>注3)</sup>(部門別配分比に関する合意済の限度)を超過しつつあるということが挙げられる。特に世銀のエネルギー部門は83年以降、長期間(特に70年代BHN援助の時期)に渡り部門別貸付比、第1位であった農業・農村開発部門をも抜いて第1位のシェアとなったことは、世銀融資政策の転換(BHN援助の後退)を明白に物語っているといえよう。

続いてこの様にエネルギー部門重視の融資政策となった経過と背景をみてみよう<sup>注4)</sup>。

1977年7月、世銀理事会はこれまで融資の行なわれていなかった非産油低開発国の石油資源開発の為の貸付計画を承認した。また石炭および非燃料鉱物に対する融資拡大も承認した。そして又、同理事会は79年1月、初めて導入された探鉱融資を含めた石油・ガス開発計画の拡大を承認していく(表Ⅱ-6にみる様に、79年度以降、石油ガスの開発準備への融資が急増していく<sup>注5)</sup>)。この様な諸措置に対する世銀の主要な目的の一つは、国際信用力のない非産油低開発国に対して民間資金フロー、特に探鉱のためのリスク・マネーの導入を促すことである。これを促進する為、外国石油

表Ⅱ-6 世銀のエネルギー貸付、1976-83年度 (百万米ドル、会計年度)

	1976-78		1979-82		1983	
	プロジェクト 件数	貸付額	プロジェクト 件数	貸付額	プロジェクト 件数	貸付額
電力	56	3,047	80	7,201	15	1,758
石油及びガス	3	210	43	1,686	17	1,037
開発準備	—	—	(26)	(290)	(11)	(372)
開発	(3)	(210)	(17)	(1,396)	(6)	(665)
石炭	1	10	5	309	3	18
その他	—	—	7	710	5	161
合計	60	3,267	135	9,906	40	2,974
世銀貸付総額に対する比率 (%)	8.9	14.8	13.6	21.2	16.4	20.5

「出所」『世銀年次報告(83年版)』46頁。

会社と合併の開発計画において、低開発国側負担分を世銀融資とすることが決定されていく。こうした制度的準備の上で、80年代に入り急速にエネルギー部門への融資が伸びていくことになる。

さて第1次・2次石油危機およびそれに続く世界不況は、特に非産油低開発国に対して深刻な経済的打撃を与えていく。そして先進諸国はこれらの地域を資本主義的世界市場に届めておく為にも、低開発国の国内エネルギー資源を開発する緊急の必要性に迫られてくる。その為には多様な種類の資金（特に民間資本）をエネルギー開発資金として動員する為、資金の媒介・誘発機能を世銀が行なう必要があり、また、民間資本が敬遠しがちなリスクの多い投資に対しては世銀が最後の貸し手として登場する必要がある（世銀と協調融資をすることにより民間資本のリスクを保証する）、という事情が世銀のエネルギー融資急増の現実的背景として考えられる。また石油の実質価格上昇により、従来、採算がとれないと想定されてきた地域の石油・ガス・石炭・水力発電等の開発に関心が高まったことも、現実的背景として挙げられよう。

80年代新援助政策の具体的内容として、第三に80年度から導入された構造調整融資があげられる<sup>註6)</sup>。構造調整融資は、●低開発国の構造改革計画により中・長期の安定した国際収支を達成し、また経済成長力を確保する為の計画を援助する●国際収支困難を緩和する為、その他の対外資金流入を促す触媒的効果をもたせること、などを目的としている<sup>註7)</sup>。

構造調整融資は世銀援助の新形態であるが、これはまた伝統的なプログラム援助（貸付）の発展形態でもある。しかし以前のプログラム貸付は、危機的な「特別な事情<sup>註8)</sup>」に対処する為に計画された。この「特別な事情」とは①戦争・災害による再建②主要輸出産品（当該国）の輸出の急減③輸入価格急騰による交易条件悪化④既存の工業生産力の利用を高める為に、工業原料・設備を供給する必要、の4点である。その結果として、プログラム援助は当該国の長期的構造問題に対する解決を目指すよりも、むしろ眼前の状況に対処する手段に集中していた。他方、構造調整融資は多

年に渡る計画が策定され、これを継続的な融資によって支援することを意図したものである<sup>註9)</sup>。その資金使途も限られていない。ただこの融資を受けるには条件が付随する。つまり国際収支難が起りやすい構造上の問題を当該国が有しており、それに対処する為の総合的経済計画を世銀に提出する必要があるということである。

構造調整融資が80年度から導入されたことによりノンプロジェクト融資（構造調整融資を含む）の世銀グループ融資総額に占める割合は増加傾向にある。79年度に4.1%（表Ⅱ-4）だったものが、表Ⅱ-5にみる様に83年度には9.9%（世銀だけでは10.5%）にも達している（この融資はIMFとの重複を避ける為、一応のガイドラインは10%）。しかし構造調整融資はプロジェクト融資に代替するという性質のものではなく、世銀本来の融資形態であるプロジェクト融資をより効率的にするための環境整備を助成する融資であり、2つの融資は相互補完的である<sup>註10)</sup>。

さて83年2月、世銀理事会は加盟国経済の調整を支援する世銀の能力を強化する為の具体的計画（特別援助プログラム(SAP)）を承認した<sup>註11)</sup>。このSAPは具体的には、1.構造調整融資の拡大、2.部門調整への支援<sup>註12)</sup>、3.プロジェクト・コストに含まれる貸付シェアの拡大、4.政策対話の強化、5.他の供与機関との協力、の項目から成り立っているが、この計画においても構造調整融資が政策の支柱となっている。そして、一国への総融資額に占める構造調整融資割合の上限を30%とする従来の政策を、世銀は一時的に中止する用意がある、とさえしているのである。今後この種の融資には注目していく必要がある。

最後に、世銀の構造調整融資はまたIMF融資政策と相互補完的な関係<sup>註13)</sup>にある点に留意しておかねばならない。IMFはその政策遂行に際して主として各国の全体的な金融状態に視点を置き、マクロ経済的な問題を短期的見地に対応していくのに対して、世銀の構造調整融資は生産部門での資金運用の効率化を計ることに視点を置き、生産構造を長期的視野で改善・調整することに重点を置いている。従って世銀の構造調整融資もI

MFの融資政策との協同の上で初めて効力を強めるであろうし、また同時にその過程の中で低開発国経済に対して監視・介入の強化（あるいはコンディショナリティの強化）をはかっていくものとみて間違いないだろう。

以上、80年代世銀の援助（融資）政策をみてきたが、その遂行には当然の事ながら、新しい資金調達方法と融資におけるリスク保証の新制度が付随する。それが協調融資の新方式と「国際投資保証機関」構想である。節を代えて論じたい。

注1) 通産省『経済協力の現状と問題点』1984年版、123頁。

注2) この報告のみならず、既に81年の世銀報告「サハラ以南のアフリカ諸国の開発促進：行動計画」は、世銀グループの資金配分に際して、アフリカを優先地域とする様に提案している。そしてその反映として、IDA融資の地域別シェアにおいてサハラ以南のアフリカは、81年度27%から83年度37%へと上昇している。『世銀年次報告（84年版）』51～54頁、および Clausen, op. cit., p. 14.

注3) 『世銀年次報告（83年版）』44頁。

注4) 『世銀年次報告（79年版）』18～21頁、(81年版) 70～73頁, Ayres, op. cit., p. 244.

注5) 世銀融資の中で最大のシェアは電力部門（84年度）であるが、伸率(79→84年)では石油・天然ガス開発への融資が最大である。

注6) 1980年4月24日、世銀総務会とIMFの共同閣僚委員会（通称、開発委員会）コミュニケ参照。

注7) 『世銀年次報告（82年版）』41頁。

注8) 世銀協定において、世銀融資は特別な事情を除いて、復興・開発の特定プロジェクトの為のものでなくてはならないと規定している。従って77年4月、世銀理事会はプログラム貸付を正当化する4つの「特別な事情」を決定した。『世銀年次報告（77年版）』11頁。

注9) 『世銀年次報告（80年版）』66頁。

注10) 『日本経済新聞』84年12月17日号。

注11) 『世銀年次報告（83年版）』41～44頁。

注12) 特定部門に焦点を当てた政策調整であり、具体的には輸出振興、既存設備の近

代化などがある。同上書、42頁。

注13)『日本経済新聞』84年12月17日号。『世銀年次報告(77年版)』11～12頁。

### 3. 協調融資の新方式(Bローン方式)と「国際投資保証機関」構想

1983年1月の世銀理事会において、協調融資の新方式(Bローン方式)<sup>注1)</sup>が承認され、その結果、世銀は初めて民間融資に直接、最初から参加することが可能となった。現在、開発プロジェクトの資金需要(特にソフトローン)は増大しながらも、世銀は資金調達に制約に直面している(各加盟国の財政難を反映し、増資・世銀債募集にも限界がある)。他面、民間銀行は低成長下の世界経済の中で有利な投資先を求めているという現実がある。この様な状況の中で、世銀と他の資金源との協調融資は低開発国への資金移動促進の手段の中で、特に重要なものになってきている。

協調融資の資金源は、政府援助機関、輸出信用機関、民間金融機関(特に商業銀行)の3つに分類できるが<sup>注2)</sup>、世銀の借入国にとって追加的な外部資金源として特に重要なのは最後の民間銀行である。

従来の世銀と民間銀行との協調融資の取扱いは以下の様であった。すなわち、世銀と民間銀行は各々別個に債務国(借手)と融資契約を結ぶ。民間融資は市場ベースの条件(通常、変動的なユーロダラー金利)に基づき、世銀と民間銀行の代理人によって署名された任意のクロス・デフォルト(相互不履行)条項と合意覚書<sup>注3)</sup>を通じて、世銀貸付としばしば結合されている。

さて80年代に入り、これまでの世銀の協調融資に対して、①在来型の方法では表Ⅱ-7にみる様に民間資本流入の大幅増加を達成できていない(80年代に入って頭打ち傾向)、②在来型協調融資は、ソフト・ローン増大要求の強い借手(低開発国)に対して、通常の市場ベースでの融資以上の便益を供与し得ていない、などの批判が表明されてくる。その結果、在来型協調融資に加えて、83年1月より新たに3つの方式(Bローン方式)が運用されていくことになるのである。

表Ⅱ—7 民間との協調融資，市場募集完了時点別，  
1976—84年度

年度	(百万米ドル)			
	在来型融資 <sup>a</sup>		Bローン	
	件数	額	件数	額
1976	1	55	—	—
1977	1	50	—	—
1978	8	304	—	—
1979	9	225	—	—
1980	12	597	—	—
1981	5	175	—	—
1982	6	332	—	—
1983	3	125	—	—
1984	0	0	9 <sup>b</sup>	1,066 <sup>b</sup>

(注) a 世界銀行と，商業シンジケートの間で合意された，オプション・クロス・デフォルトの条項及び覚書による。

b パラグアイとハンガリーに対するBローンは，1984年6月30日で実質上完了し，1985年度初期には承認される見込み。この融資額は，総額1,066百万ドルのうち502百万ドルになる。

〔出所〕『世銀年次報告（84年版）』24頁

このBローン方式は，従来の世銀の直接貸付（民間銀行とは別個契約）に加えて，民間資金源の貸付に対する世銀の直接参加の途を開き，低開発国に対し通常の民間融資よりも世銀が参加することにより長期の融資の供与を可能としている。この新方式は次の3つより成り立つ<sup>註4)</sup>。

①世銀が民間銀行との協調融資に直接参加し，融資の後年度部分を負担する（ファンディング・オプション方式（直接参加方式））。民間銀行の融資（例えば期間10年）が遂行された場合，世銀がその融資に参加することにより融資期間を11～12年に延長することが，この新方式の目的である。借入国の毎年返済の元本は，まず民間銀行融資部分に対して支払われ，その部分が完済後，世銀融資部分に向けられる。

②後年度部分に対する直接融資の代替として，世銀が後年度分を保証する。この方式も融資期間の延長を目的としている。

③最初は民間銀行の全額出資であるが、ある条件下で世銀が民間融資の後年度分に融資する。この方式は、融資金利が変動（上昇）しても、借入国の民間銀行融資への年間債務返済額は一定としている（世銀は、変動の結果の残高部分について融資を行うという条件付契約を結ぶ）。この方式は、償還期限が延びることと、債務返済が計画通り遂行可能な為、債務国は全体的な経済計画を立案しやすいという長所がある。

さて84年度において、表Ⅱ—7にみた様に、総額11億ドル（9件）に近いBローンが遂行された。84年度（最初の9カ月間）の対低開発国向け民間融資総額（リスケジュールは除く）が約50億ドル（推定）という額と比べて、この新型ローン遂行額は多額である、という評価が一般的である。最初のBローンはタイ電信公社向け融資<sup>註5)</sup>（ファンディング・オプション方式）で、三井銀行が主幹事、バンコク銀行他9行が幹事行の円ローン（34百万ドル）となっている。このBローンにより西側民間銀行は自己融資部分の償還期限を、12年（通常の円ローンの場合）から2年半延長し、加えて世銀参加（8.5百万ドル）により更に2年追加延長させている。この結果タイ当局は、市場で得られる最良な条件をこの融資は上回る、として高く評価している。

また、世銀は協調融資の新方式以外に資金調達難を打開する種々なる方法を計画している。例えば世銀100%出資の子会社「ワールド・バンク・バンク（WBB）」の設立構想<sup>註6)</sup>がある。これは各国の財政難により、世銀自体の増資・借入金による融資拡大が困難となっている為、子会社設立によって民間資金活用を計画したものである（WBBの自己資本金の数倍の資金を市場より調達し、新規融資として配分する）。WBBの融資方法として、民間銀行との協調によるプロジェクト融資、IMF・世銀融資あるいは2国間ODA等との混合融資などが構想されている。ただこの構想は、世銀の肥大化を招くとして米国などの反対意見もあり現実化することは予断を許さないが、この様な資金調達（あるいは融資）計画は、協調融資と並んで、多様な形態での開発資金供与が要求されている現在、今後

も増加していくに相違ないと思われる。

最後に、以上にみた様な80年代世銀援助（融資）政策の遂行を支える融資における政治リスク保証の新構想にふれておきたい。世銀提唱の「国際（多国間）投資保証機関（略称MIGA）<sup>註7)</sup>」構想がそれである。この構想は以下の事柄を内容とする。

●MIGAは世銀の下部機関として、世銀加盟国の共同出資とする（当初の授権資本金10億ドルの予定）。

●同機関は、加盟国の投資企業が政治リスク（通貨交換性喪失、収用、戦争・革命、契約違反など）を受けた場合、相手国との交渉を代行し補償額の支払い（立替え）を行う。また再保険も引き受ける。

●同機関の補償（立替え払い）後、世銀はナショナルイゼーションなどに伴う補償支払いを拒否する国には制裁措置（融資停止など）をとる。

この種の政治リスク保証として現在、先進諸国を中心に22ヶ国が各国別に公的な対外投資保証制度を有している。だが、投資受入国別に補償枠が定まっていたり、投資額に比して資本金（従って補償額）が小さかったりして、対低開発国投資をする企業のリスクを完全にカバーし得ていない（対低開発国投資企業の保険カバー率(件数比,金額比とも)自体も低い)<sup>註8)</sup>という事情が今回の構想の背景の一つである。

また、70年代に米国OPIC（海外民間投資公社）を中心とした国際投資保証の構想（IIRA（国際投資再保険機構）構想など）があった<sup>註9)</sup>が、今回は再度、世銀が中心となっているところが新しい動きである（今回のMIGA構想は、60年代に世銀によって提唱され、66年・68年・72年と世銀の協定案が作成されてきたIIIA（国際投資保険公社）構想<sup>註10)</sup>の再版といってよい）。そして米国の利害を代表するOPIC中軸の構想よりも、今回は先進諸国総体の共通利害を代表しやすいと思われる。

この構想に対して低開発諸国の中には、世銀の付属機関が投資保証に伴う補償交渉にあたると、低開発国の開発計画に注文を出すなど国民経済の自立性が損われる、あるいは、その保証機関に加盟しない国に対し投資資

金が流入しなくなる、などとして反対の意見も強い。しかし基本的に民間企業の活性化をめざし、民間資金を中心とした資金移動により低開発国経済の開発を進めようとする80年代世銀（あるいは米国）の政策主体は、M I G Aの85年度設立（正式には10月ソウル世銀総会で）を目指し、この構想の合意<sup>註11)</sup>を現在ばかりつつある段階といえよう。

以上、80年代の具体的援助（融資）政策、その為の資金調達・配分、そしてその大枠を保証する国際投資保証構想という一連の政策が、中国<sup>註12)</sup>をも含んだ世界的規模で、現在、計画的にかつ体系的に進行しているということを確認しておく必要がある。

さて、80年代世銀援助政策をみてきたが、これは如何に評価されるべきであろうか。

結論からいえば、先進国政府・中央銀行、民間金融機関、国際金融・国際援助機関による強力なトロイカ体制（および第三世界経済への監視・介入体制）が形成されたといえる<sup>註13)</sup>。つまり第三世界に対して、I M Fが当該国経済計画のガイド・ラインを受けてその条件づけ（コンディショナリティ）を前提に救済パッケージ（リスケジューリング・つなぎ融資・新規救済融資）を行い、またそのフレーム・ワークの中で世銀と民間銀行が協調融資（特にBローン方式）でもって開発計画を遂行する（世銀は、単にプロジェクト融資のみならず、構造調整融資も）。そして各融資・投資を保証する「国際投資保証機関」構想も各国政府の枠組を超えて計画・準備されつつある。あるいはまた、I M F融資が実施されるまでの短期つなぎ融資として、B I S（国際決済銀行（主要国の共同出資）、各国“中央銀行の中の中央銀行”と呼ばれている）を通じ主要先進国中央銀行が信用を供与するという新しい協調体制も創り上げられている。

ともかく、80年代の世銀援助政策も低開発国の主張する新国際経済秩序（世界的規模での平等・福祉）と対立する性格を有することは明白である。80年代は低開発国にとって、援助目標（貧困および飢餓救済、所得格差是正など）の現実化よりも、援助効率化と収益性が露骨に重視され、その過程

で各国が選別・分断されていく厳しい時代となりそうである。と同時に、そこまでも先進諸国・諸機関総体が、資本主義の共通利害を求めて協同して第三世界へ対応してきている時代ともいえる。

〔付記〕

拙稿「米国・世銀援助政策の「新路線」と現代東南アジアにおける「緑の革命」『経済学研究（九大）』47巻4号，1982年6月，および「援助と経済開発」『世界経済と外国貿易（木下悦二・徳永正二郎編著）』所収（第9章），1985年，を本稿とともに併せて参照されたい。

- 注1) この新方式は、『世銀年次報告（83年版）』の「世銀の政策・活動および財務」特に40～41頁，および（84年版）23～27頁に詳しい。在来型融資は、『世銀年次報告（80年版）』66～68頁参照。
- 注2) 80年度以前より協調融資は遂行されているが，80年代に入り毎年，約50億ドル前後の水準で実行されている。82～84年度平均でみると，政府機関・約20億ドル，輸出信用機関・約20億ドル，民間金融機関・約14億ドルの内訳になっている。『世銀年次報告（84年版）』表I-4（23頁）参照。
- 注3) 合意覚書は，債務国の返済能力に関する情報交換を規定し，世銀が民間銀行のために行う全ての管理業務（例えば「請求代理人」として行動する）も規定している。『世銀年次報告（80年版）』第4章，67頁，参照。
- 注4) 『世銀年次報告（83年版）』40～41頁参照。
- 注5) その他，84年度のBローン方式は，ハンガリーの穀物生産・機械化事業と省エネルギー・エネルギー転換事業への融資，コロンビアの電力開発事業への融資，ブラジル（カラジャス鉱山）へのプロジェクト，パラグアイの家畜開発基金への融資などがある。『日本経済新聞』83年6月15日，10月17日，12月14日各号，『世銀年次報告（84年版）』24～25頁参照。
- 注6) この構想は84年より世銀事務局内で12の作業チーム（代表J・ウッド副総裁）が進めている世銀改革作業の中で計画されている。『日本経済新聞』84年10月25日号。
- 注7) MIGA とは Multilateral Investment Guarantee Agency である。『日本経

済新聞』84年11月21日，85年2月1日，4月6日号参照。

注8) D. Haendel, "Foreign Investments and the Management of Political Risk", Westview Press, 1979, pp.171-182.

注9) C. F. Bergsten, T. Horst, H. Moran, "American Multinationals And American Interests", Brookings Institution, 1978, pp.473-478. U. S., Senate, 'OPIC Amendmends Act of 1977 (Report)'. および D. Haendel, *ibid.*, chap., 2. 拙稿「米国援助政策の再編成」『世界経済評論』1980年5月号，78頁。

注10) S. C. Jain, "Nationalization of Foreign Property", Deep & Deep Publications, 1983, pp.262-264. 桜井雅夫『国際経済法研究』東洋経済新報社，1977年，13章。拙稿「低開発国における外資のナショナリゼーションと米国援助政策」『経済論究（九大）』47号，1979年，26～27頁。

注11) 85年4月，世銀・IMF合同開発委員会で先進国グループは大筋合意（しかし一部の低開発国は依然，反対表明）。『日本経済新聞』85年4月17日，19日（夕）号。

注12) 82～83年以降，中国は国際機関からの借り入れを，IMFから世銀・IDA中心へと切り替えつつある。また世銀も中国への大幅融資拡大を計画している。同上誌，82年9月6日，83年7月22日号。

注13) IMF Annual Report 1984. BIS Annual Report 1984. および同上誌84年12月10日号参照。